

第11回研究会における検討事項

第1 株式の無償交付の従業員等への拡大（続き）

令和元年改正会社法により、上場会社の取締役に対しては、役員報酬としての株式の無償交付（金銭の払い込みを要しないこと）が認められたものの（会社法第202条の2）、取締役でない従業員、子会社の役職員については、取締役と同様の規律を設けることとはされなかったが、この点については、上場会社の従業員、子会社の役職員に対しても、株式の無償交付を認めるべきであるとの指摘がある。

このような指摘を踏まえ、無償交付の従業員等への拡大を検討するに当たり、既存株主や債権者の利益の保護、有利発行規制との関係、無償交付の対象者の範囲、対象となる株式会社の範囲等についてどのように考えるか。

第2 株式交付制度の見直し

令和元年会社法改正により導入された株式交付制度について、次のような指摘がある。これらの指摘を踏まえ、株式交付制度の見直しについて、どのように考えるか。

- ① 外国会社を子会社化する場合にも株式交付を利用することができるようにすべきである。
- ② 他の会社を子会社化する場合以外の場合（他の会社の株式を買い増すような場合）にも株式交付を利用することができるようにすべきである。
- ③ 株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を否定すべきである。
- ④ 株式交付親会社において、一定の場合には債権者異議手続が要求されているが、これを不要とすべきである。

第3 株式対価M&Aの促進に向けた会社法の見直し

株式交付制度の導入されたのは、株式を対価として買収を行う場合において、現物出資規制が障害となっていたことに対処しようとするためであった。

もともと、「株式交付」を組織再編の一種として位置付けたことから、「株式交付」の手続の緩和には制度上の限界があるとの考え方もあり得る。

以上を踏まえると、より根本的な解決策として、現物出資規制（具体的には、引受人の不足額填補責任（会社法第212条第1項第2号）、買収者側の取締役の不足額填補責任（会社法第213条第1項）、検査役の調査手続（会社法

第207条第1項))や有利発行規制(会社法第199条第3項)の見直しによって対処することは考えられないか。それとも、現物出資規制の見直しではなく、株式交付制度の見直しでもない、新たな別の制度を創設するといった方向性は考えられないか。